



徳島労働局発表
平成29年6月28日

担当	徳島労働局労働基準部監督課 監督課長 松岡 和人 監察監督官 岡田 英樹 電話 088 - 652 - 9163
----	---

平成28年に実施した監督指導実施状況 ～ 6割を超える事業場に何らかの労働基準関係法令違反～

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、平成28年に県内4つの労働基準監督署が実施した監督指導実施状況を取りまとめました。

<実施状況のポイント>

平成28年に実施した定期監督事業場数は

1,099 事業場

このうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は

700 事業場

あり、その割合は

63.7%

でした。（別添資料2、グラフ参考）

業種別に見ると、

接客娯楽業（83.8%）、商業（76.1%）、保健衛生（75.4%）、製造業（73.0%）の順に違反の割合が高くなっており、第三次産業での割合が高い。（注）（表2参考）
また、前年に比べて、接客娯楽業、保健衛生業、製造業で違反率が高くなっている。

主要な違反は、

- ・「労働時間」に関する違反・・・**194 事業場（17.7%）**
- ・「健康診断」未実施に関する違反・・・**168 事業場（15.3%）**
- ・「安全基準」に関する違反・・・**152 事業場（13.8%）**
- ・「割増賃金」に関する違反・・・**144 事業場（13.1%）**

となっている。（表3参考）

業種ごとの主な違反を見ると、

- ・接客娯楽業・・・**労働条件の明示（42.6%）**
- ・商業・・・**割増賃金（30.6%）**
- ・保健衛生業・・・**労働時間（22.8%）**
- ・製造業・・・**健康診断（30.5%）**

となっている。（表4参考）

（注）畜産・水産業についての違反の割合は77.8%と高いが、監督事業場数9件のうち、何らかの労働基準関係法令違反が7件と数が少ないため、業種別の違反の割合の比較順番から除外している。

< 当局の監督・指導方針 >

第三次産業に対しては、引き続き、一般的な労働条件の確保及び改善対策についての監督指導を適切に推進します。また、労働者以外の学生に対する労働基準関係法令等についての周知・啓発指導を引き続き行います。

第三次産業のうち、県内の大手コンビニエンスストア 3 企業の統括部門と共同で講習会を開催し、各店舗の責任者に対する労働条件の確保、安全対策等について、より理解を深めてもらう取組を新たに本年度より実施しているところです。

労働時間に関する法違反や健康診断に関する違反が多いことから、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止を重点として、1 か月 80 時間を超える時間外労働・休日労働が疑われる全ての事業場に対し監督指導を行うこととしております。

また、長時間労働を改善するため「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づいた、労働時間の適正な把握の周知徹底を図ります。

重大・悪質な法違反が認められた事業場については、司法処分を行うなど厳正に対処します。

(詳細は別添 別添資料 1、2 を参照)

1 定期監督等における違反の事例

(1) 労働基準法関係

労働時間〔労働基準法第 32 条・40 条〕

〔事例〕

時間外又は休日労働に関する協定書（通称「36 協定（読み：さぶろくきょうてい）」）を労働基準監督署に届けることなく法定労働時間を超えて労働させた。

時間外又は休日労働に関する協定により延長できる時間の限度を超えて時間外労働をさせた。

割増賃金〔労働基準法第 37 条〕

〔事例〕

時間外労働及び休日労働を行なわせているのに、割増賃金（通常賃金の 2 割 5 分以上、休日の場合は 3 割 5 分以上）を支払わなかった。

労働条件の明示〔労働基準法第 15 条〕

〔事例〕

労働契約の締結に際し、労働契約の期間や労働時間、賃金に関することなどを書面を交付する方法で明示していなかった。

就業規則〔労働基準法第 89 条〕

〔事例〕

常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していなかった。
作成していた就業規則を労働基準監督署に届け出ていなかった。

(2) 労働安全衛生法関係

安全基準〔労働安全衛生法第 20、21 及び 23 条等〕

〔事例〕

手すりがついていない足場等安全基準を満たしていない設備や安全装置を具備しない機械を労働者に使用させ、危険防止措置を講じていなかった。

衛生基準〔労働安全衛生法第 22 条等〕

〔事例〕

有機溶剤業務に労働者を従事させるときに、局所排気装置などを設けず、健康障害を防止する必要な措置を講じていなかった。

健康診断〔労働安全衛生法第 66 条〕

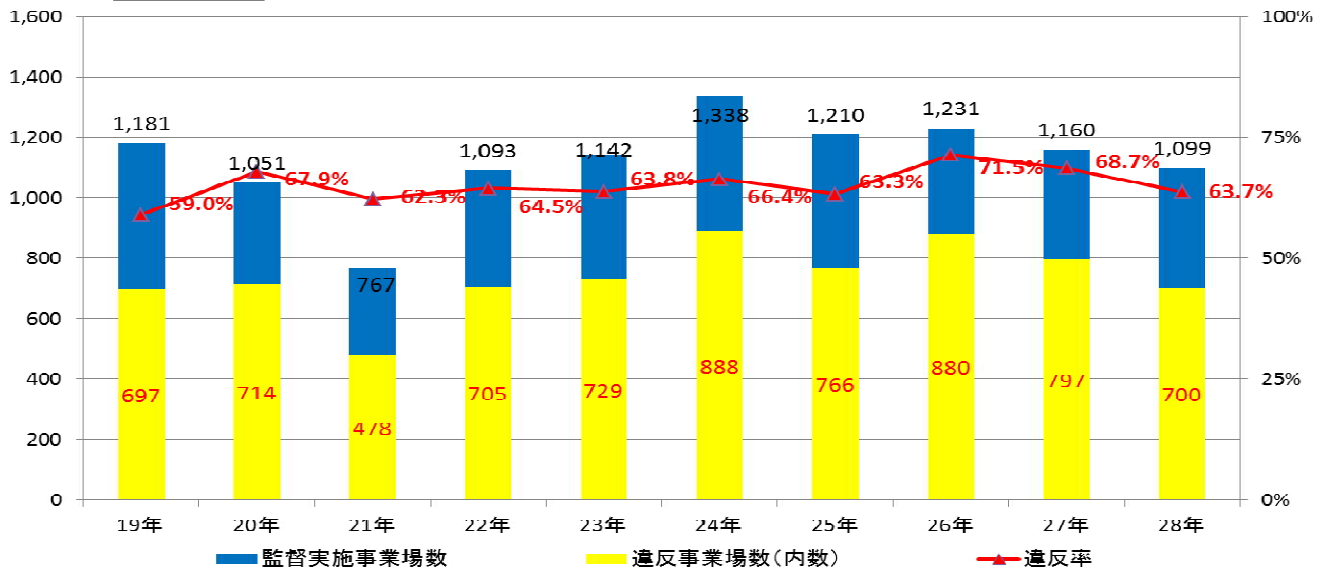
〔事例〕

常時使用する労働者について、1 年に 1 回、定期健康診断を実施していなかった。

2 統計資料

グラフ

監督指導結果の推移



年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
監督実施事業場数	1,181	1,051	767	1,093	1,142	1,338	1,210	1,231	1,160	1,099
うち違反事業場数	697	714	478	705	729	888	766	880	797	700
割合	59.0%	67.9%	62.3%	64.5%	63.8%	66.4%	63.3%	71.5%	68.7%	63.7%

業種	平成27年			平成28年			増減		
	監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合	監督事業場数	うち違反事業場数	割合
接客娯楽業	55	44	80.0%	68	57	83.8%	13	13	3.8
商業	116	91	78.4%	134	102	76.1%	18	11	-2.3
保健衛生業	105	79	75.2%	57	43	75.4%	-48	-36	0.2
製造業	290	207	71.4%	233	170	73.0%	-57	-37	1.6
畜産・水産業	3	3	100%	9	7	77.8%	6	4	-22.2

監督実施年		24年	25年	26年	27年	28年
監督実施事業場数		1,338	1,210	1,231	1,160	1,099
うち違反事業場数 (割合)		888 66.4%	766 63.3%	880 71.5%	797 68.7%	700 63.7%
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	277 20.7%	224 18.5%	238 19.3%	234 20.2%	194 17.7%
	割増賃金	185 13.8%	197 16.3%	155 12.6%	176 15.2%	144 13.1%
	労働条件 の明示	123 9.2%	156 12.9%	128 10.4%	130 11.2%	115 10.5%
	就業規則	125 9.3%	78 6.4%	79 6.4%	72 6.2%	57 5.2%
	安全基準	241 18.0%	194 16.0%	275 22.3%	204 17.6%	152 13.8%
	衛生基準	34 2.5%	42 3.5%	54 4.4%	59 5.1%	49 4.5%
	健康診断	259 19.4%	131 10.8%	152 12.3%	150 12.3%	168 15.3%

上段は違反事業場数、下段は監督指導したうちの違反事業場の割合

業種	接客娯楽業		商業		保健衛生業		製造業		
	27	28	27	28	27	28	27	28	
監督実施事業場数	55	68	116	134	105	57	290	233	
うち違反事業場数	44 80.0%	57 83.8%	91 78.4%	102 76.1%	79 75.2%	43 75.4%	207 71.4%	170 73.0%	
主な労働基準 関係法令違反の内訳	労働時間	20 36.4%	22 32.4%	43 37.1%	39 29.1%	45 42.9%	13 22.8%	84 29.0%	60 25.8%
	割増賃金	21 38.2%	16 23.5%	43 37.1%	41 30.6%	36 34.3%	11 19.3%	53 18.3%	32 13.7%
	労働条件 の明示	16 29.1%	29 42.6%	30 25.9%	29 21.6%	20 19.0%	7 12.3%	36 12.4%	14 6.0%
	就業規則	12 21.9%	9 13.2%	14 12.1%	18 13.4%	17 16.2%	5 8.8%	14 4.8%	9 3.9%
	安全基準	0 0%	0 0%	3 2.6%	3 2.2%	0 0%	0 0%	48 16.6%	44 18.9%
	衛生基準	0 0%	0 0%	0 0%	1 0.7%	0 0%	0 0%	42 14.5%	38 16.3%
	健康診断	11 20.0%	14 20.6%	43 37.1%	30 22.4%	12 11.4%	8 14.0%	59 20.3%	71 30.5%

上段は違反事業場数、下段は監督指導したうちの違反事業場の割合